

研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関する実施要領

1 目的

研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励（以下「対話に基づく受講奨励」という。）は、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部改正（令和4年）に伴い、教員が研修履歴を活用することにより、自らの学びを振り返るとともに、学校管理職等が対話を通じた適切な指導助言を行うことにより、効果的かつ主体的に資質向上をめざすものとする。

○研修履歴の活用

研修履歴を可視化することで、教員が、蓄積してきた自らの学びを客観視し、さらに伸ばしていきたい分野・領域や新たに能力開発をしたい分野・領域を見出し、主体的・自律的な目標設定やこれに基づくキャリア形成につなげる。

○対話に基づく受講奨励

教員が、学校管理職と対話する中で、自分の強みや弱み、今後伸ばすべき力、学校で果たすべき役割などをふまえ、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」（以下「指標」という。）や「三重県教職員研修計画」（以下「教職員研修計画」という。）を活用し、主体的に学びをマネジメントする。

2 対象者

県立学校の校長、准校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭とする。ただし、休暇等の取得により、受講奨励期間において、勤務実績が9月未満の教員については省略することができる。

3 受講奨励を行う者

県立学校の校長には、三重県教育委員会が受講奨励を行う。その他の対象者は、対象者が勤務する所属校の校長が受講奨励を行う。

なお、受講奨励は、校長の適切な権限の委任の下で、准校長、教頭とも役割分担できるものとする。

4 受講奨励期間

受講奨励期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

5 面談方法・時期

面談における対話に基づく受講奨励を行う。その際、【別紙】「研修受講奨励に係る目標設定シート」（以下「目標設定シート」という。）、「指標」、「教職員研修計画」、三重県総合教育センターが提供する「研修履歴」*を活用する。

*「教職員研修計画」を参照。

(1) 年度初め（5月下旬までに実施）

対象者は、当該年度の資質向上に向けた目標設定を行い、「目標設定シート」に必要事項を記入し、主体的に自らの学びをマネジメントする。

校長は、対象者の目標設定を基に「指標」等を活用し、対象者個人の職責・経験・適性に応じた研修受講の奨励を行う。

(2) 年度末（2月上旬までに実施）

対象者は、自らの学びの成果や今後の課題などを振り返るとともに、次年度以降の資質向上に向けた目標について話し合う。

校長は、当該年度の研修受講をふまえ、対象者に今後の資質向上のための指導助言を行う。

6 留意事項

- (1) 対話に基づく受講奨励は、人事評価制度とは関係がないものである。そのため、研修履歴や研修量の多寡そのものが、人事評価に反映されるものではない。
- (2) 校長は、対象者が期待される水準の研修を受けているとは到底認められない場合など、やむを得ない場合には職務命令を通じて研修を受講させることができる。

7 その他

この要領に定めるもののほか、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の実施に関し必要な事項については別途定める。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。